

袖ヶ浦市告示第176号

本市の区域内の字の区域及び名称を次のとおり変更する旨、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

平成16年11月9日

袖ヶ浦市長 小 泉 義 弥

新 大字	旧		地 番
	大字	字	
椎の森	代 宿	船 木	3 8 5 3 9 9 4 0 2
		定使山	4 6 7の内 4 7 7の1 4 7 8 4 8 6 4 8 7
		八重門 田	4 9 9の1
		五反田	8 3 3～8 3 7 8 4 1 8 4 2 1, 2 5 1
		死留沢	8 5 2 8 5 3の内 8 5 5 8 6 4の2 8 6 6 8 8 5 8 8 6
		溝 谷	9 9 9
	久保田	木瓜沢	3, 5 9 5 3, 6 0 2の2 3, 6 0 7 3, 6 0 9 3, 6 1 0
		五反田	3, 6 1 2の1の内 3, 6 1 2の2の内 3, 6 1 2の1 1 3, 6 1 2の1 2の内～ 3, 6 1 2の1 4の内 3, 6 1 2の2 0の 内 3, 6 1 3の3の内 3, 6 1 6の1 0 の内 3, 6 1 8の3 3, 6 3 0 3, 6 4 4
		舟 木	3, 6 4 5

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

備考 上記の土地の表示は、平成16年7月1日現在の土地登記簿謄本によるものである。